

家計実態アプローチによる最低生活費の測定  
マーケットバスケット方式との比較  
—首都圏若年単身者の場合—

日本女子大学 岩田正美

# 最低生活費あるいは貧困基準は唯一正しいものがあるわけではない

- 英米を中心とする近年の貧困研究は、多様なアプローチによる貧困測定を試みており、その結果、正しい1つの方法を求めるのではなく、複数のアプローチの併用の有効性を強調している。
- たとえば相対的所得アプローチの50%水準は、その生活のリアリティを欠いているため、マーケットバスケットなどの手法と組み合わせる。
- 市民の主観や合意によるアプローチによって、専門家や行政とは異なった社会のコモンセンスを引き出すなど。

# 様々なアプローチの例

	誰が決めるか[主な裁定者]		
主なアプローチ	専門家	市民(当事者)	合意形成
必要生活財／サービスの積上げ(マ・バ)	●	●	●
実態消費パターン(エンゲル、その他)利用	●		
剥奪／排除指標利用	●	●	●
相対所得基準	●		
主観的尺度		●	●

# 実態消費アプローチ

- 変貌する現代社会における消費行動を把握し、実態家計の中にある「法則性」を見出して、そこから最低生活を裁定するという方法
- ここでは、赤字黒字分岐点と、消費水準の抵抗点(変曲点)に注目。抵抗点とは、家計がそれまでの消費パターンを維持しようと消費低下に抵抗する水準を意味。
- 低所得層への独自調査と全国消費実態調査マイクロデータ(匿名)の再集計を利用

# データ

- 科研調査（科研・流動社会における生活最低限の理論的・実証的研究2008～2009）による20～40代の低所得単身男女、有効71名の1ヶ月家計簿データ
- 全国消費実態調査2004年版 3大都市圏20～40代単身世帯のマイクロ・データ（単身赴任、出稼ぎ、収入ゼロを除く）659世帯（日本大学・村上英吾）
- 比較：金澤・労働総合研究所調査2009年首都圏20代試算結果（マ・バ方式）

# 用語

- 生活基盤費 = 住宅費 + 光熱水費
- 可処分所得B = 可処分所得 + 実収入外収入 - 実支出外支出
- 可処分所得C = 可処分所得B - 生活基盤費
- 可処分所得D = 可処分所得 - 生活基盤費
- 消費支出B = 消費支出 - 生活基盤費

# 賃貸自立世帯のモデル化 (単なる実態ではない)

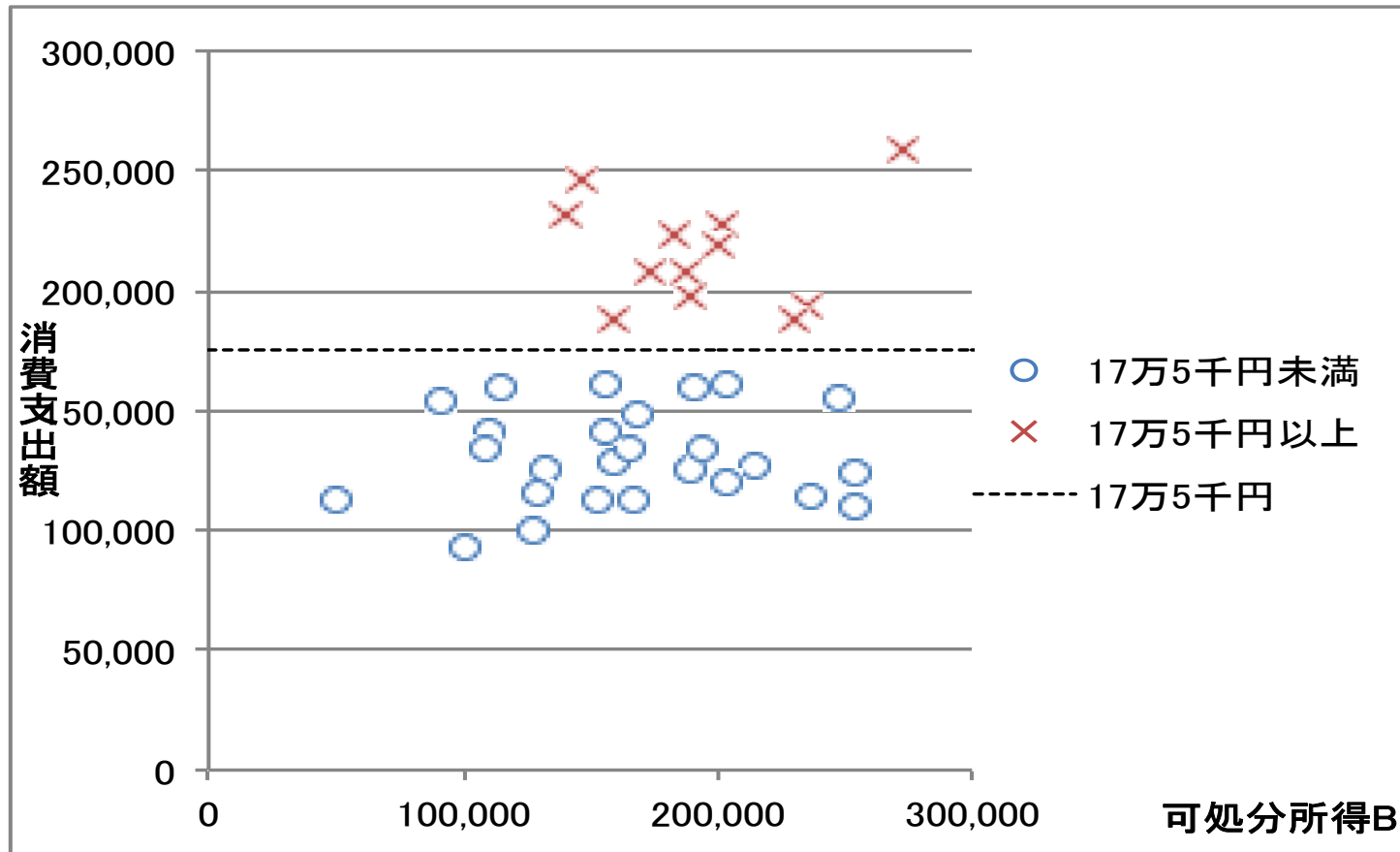
- 親からの家賃補助やルームシェア、労働住宅居住者は除く。賃貸住宅居住
- 食費が2万円以下または10万円以上は除く。
- 住居費3万円以下は除く。
- 交通費10万円以上は除く。
- その他の支出が5万円以上は除く。
- 可処分所得Cが40万円以上は除外

# データの注意事項

- 科研調査は非正規労働者中心(25%正規)、男女半々。平均月収は約20万円。  
モデル世帯は41
- 全消データ659世帯のうち、「寮・寄宿舍」が316世帯と、半数近くを占めている。これらは除外。全消のモデル世帯は202世帯
- 全消データで独自調査と所得分布の近い月収20万円未満を取り上げると、88世帯となり、独自調査とあまりかわらない。全消データのカバーしている低所得層には限界？

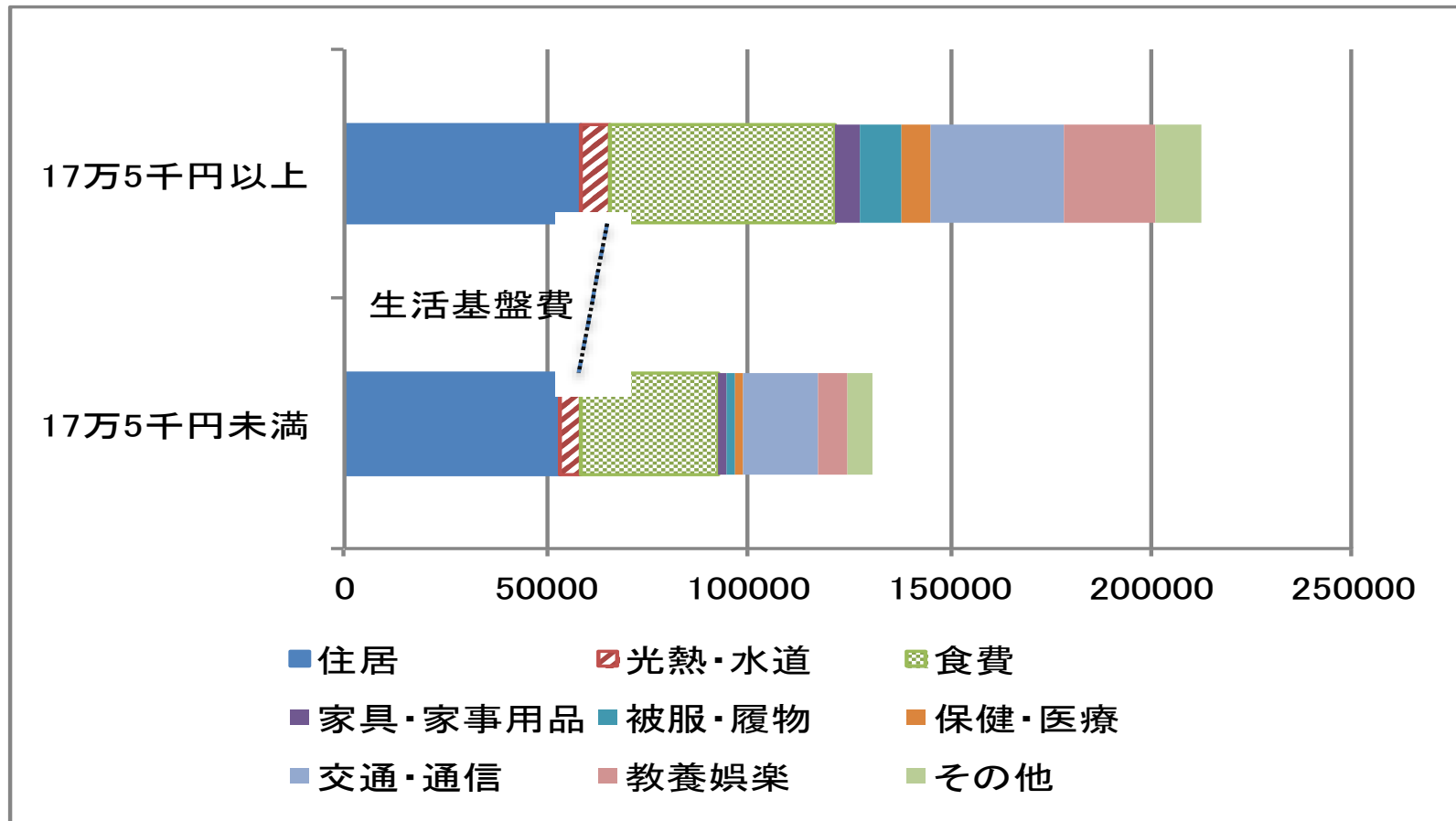


# 科研調査：消費支出の分布



収入低下を補う貯金引き出しや借金を考慮した可処分所得Bを利用

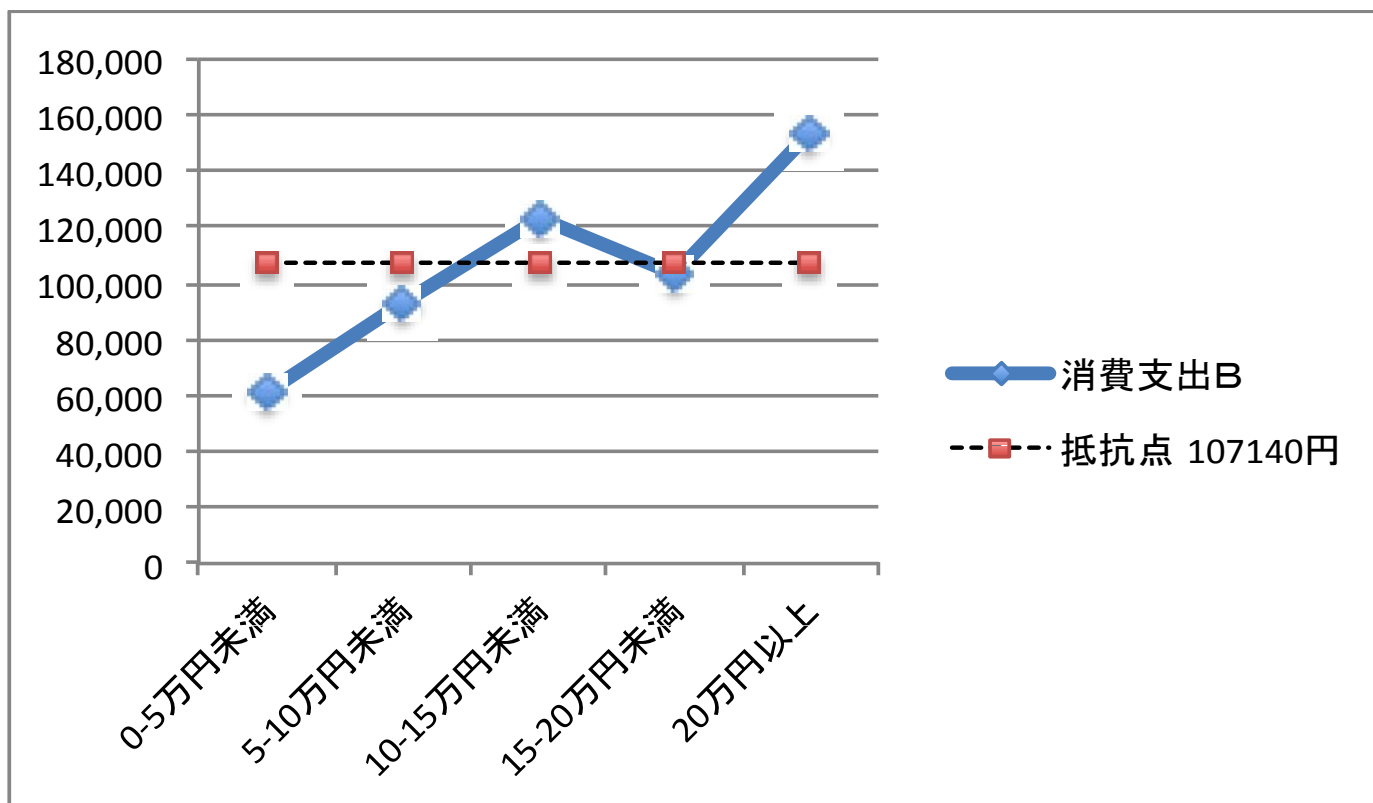
# 科研調査：二つのグループ別消費構造



生活基盤費＋携帯電話など通信費は6万円前後でこれが固定費となっている。消費水準の高低は、これ以外の費目によって決まっている。生活基盤費以外の費目の水準は、高消費グループは低消費の約2倍

# 抵抗点から見た最低生活費試算

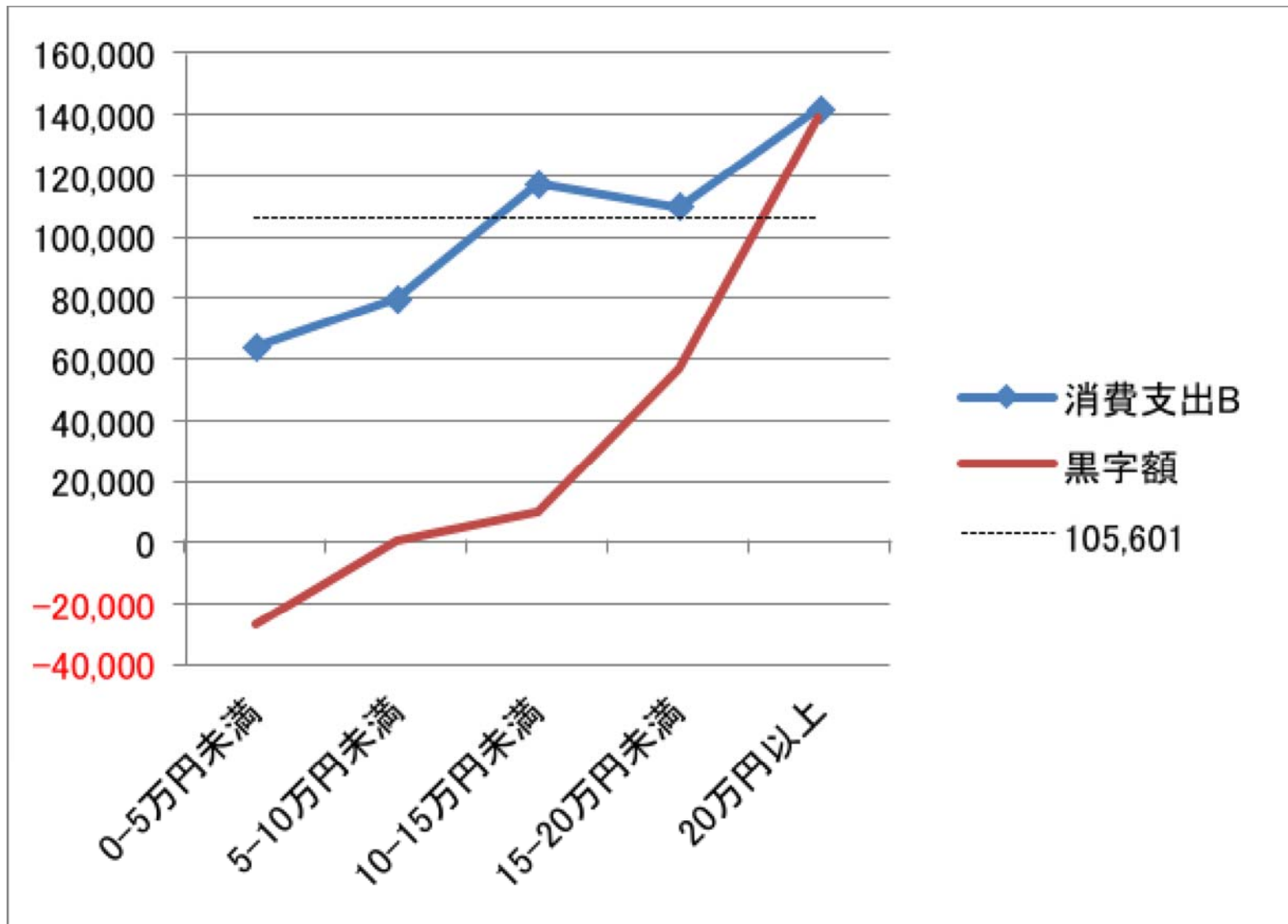
- 生活基盤費以外の消費支出について、その水準変化をみる。
- 生活基盤費を除いたので、これが影響している賃貸自立層以外のケースを戻し入れ、記載不明を除く67ケースを対象とする。
- 可処分所得から生活基盤費を除いた可処分所得Cと消費支出から生活基盤費を除いた消費支出Bの変化をみる。



消費支出Bは、可処分所得C階層の15-20万層で「抵抗」が生じており、10-15万円層でやや支出が膨らんでいるが、抵抗水準は5-15万層まで続いている。5-20万円の消費支出Bの平均額107140円を点線で引いてみると、「抵抗」はこの点線上にあることがわかる

# 赤字黒字分岐点

- 黒字赤字は、調整前の[本来の)可処分所得から生活基盤費を除いた可処分所得Dと消費支出Bで確認する。
- 黒字額は「5-10万円未満」でほぼ収支が一致し、「10-15万円未満」でやや黒字となっている。そこで、「5-15万円未満」層の消費支出Bを加重平均すると105,601円となるが、次のスライド図ではこれを点線で示している。この水準は、可処分所得C階層別の消費支出の「抵抗点」である107,140円とほぼ同水準である



## 科研調査からみる首都圏若年単身世帯の 最低生活費

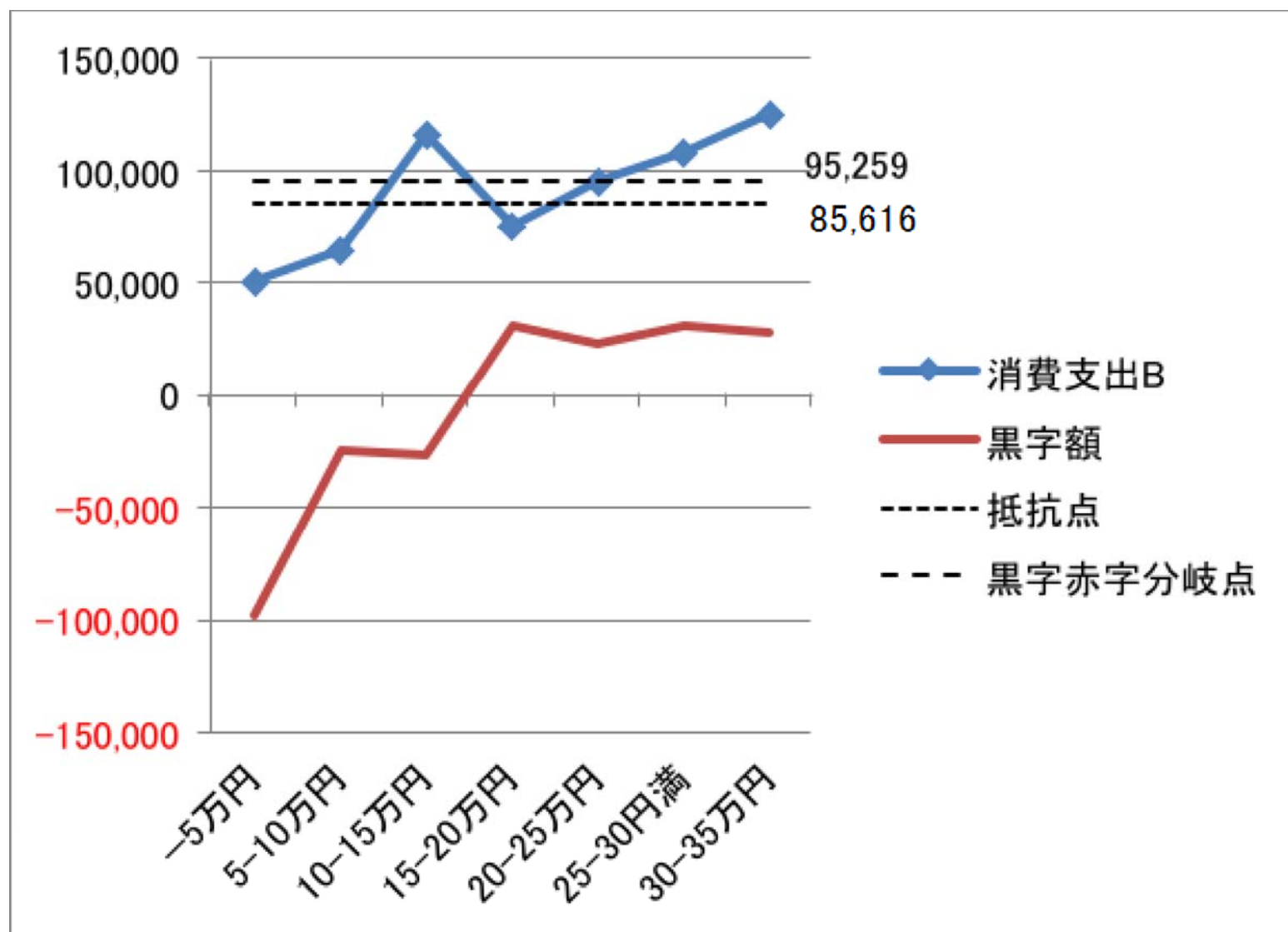
①可処分所得Cの5-20万円の消費支出Bの平均額107,140円(補助線)を採用した場合

生活基盤費 60,897円 + 107,140円 = 168,037  
円 + 税・社会保険料

②可処分所得Dの5-15万円の平均値(黒字赤字分岐点)を採用した場合

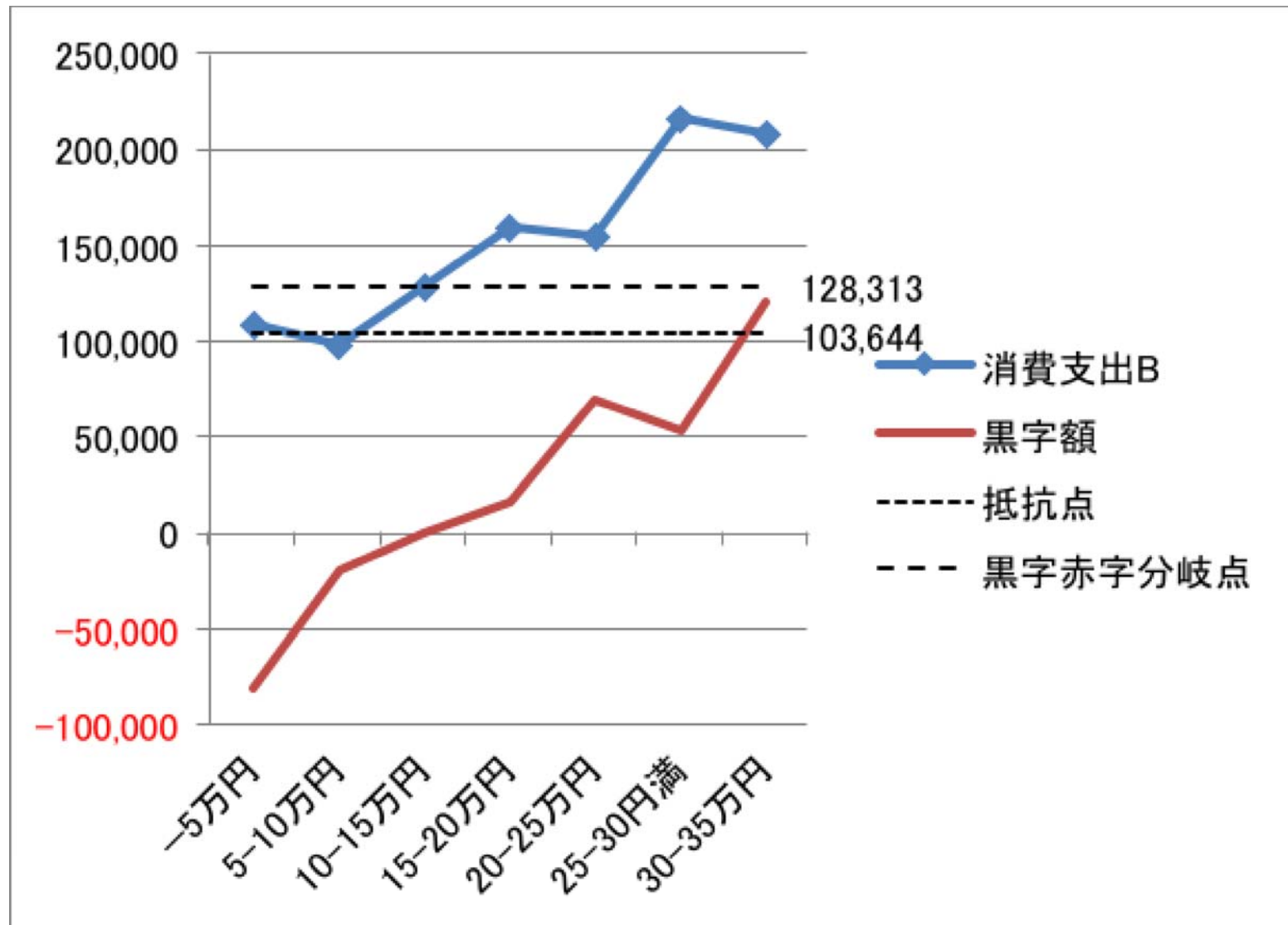
生活基盤費 60,897円 + 105,601円 = 166,498  
円 + 税・社会保険料

## 同様の手法で全消データの3大都市圏20～40代単身世帯の 最低生活費試算(可処分所得C)





## 可処分所得Dの場合



# 科研結果より幅広い試算結果

- ① 可処分所得Cの5-20万円(抵抗点)の消費支出Bの平均額85,616円を採用した場合

生活基盤費 70,507円 + 85,616円 = 156,123円 + 税・社会保険料

- ② 可処分所得Cの5-15万円(黒字赤字分岐点)の消費支出Bの平均額95,259円を採用した場合

生活基盤費 70,507円 + 95,259円 = 165,766円 + 税・社会保険料

- ③ 可処分所得Dの0-10万円(抵抗点)の消費支出Bの平均額103,644円を採用した場合

生活基盤費 70,507円 + 103,644円 = 174,151円 + 税・社会保険料

- ④ 可処分所得Dの10-15万円(黒字赤字分岐点)の消費支出B128,313円を採用した場合

生活基盤費 70,507円 + 128,313円 = 198,820円 + 税・社会保険料

# 金澤誠一／労働総研のマ・バ方式による首都圏若年単身者の最低生活費試算

- 2008年に首都圏4地域（東京、埼玉、神奈川、千葉）で実施された9パターンの世帯類型の試算のうち、20代単身世帯の試算を用いる。
- 持ち物財調査、生活実態調査をあらかじめ実施。持ち物財調査では7割の保有のものを理論値に加えている。光熱水費は全消データから推定。食費は家計調査の品目分類を用い、年収第1五分位階層の、卵、牛乳、果物などの品目100gあたりの消費単価を、女子栄養大学香川式4点法に基づいて算定している。
- 消費支出額の1割を予備費として計上

## 算定結果(25歳男性、賃貸アパート1K)

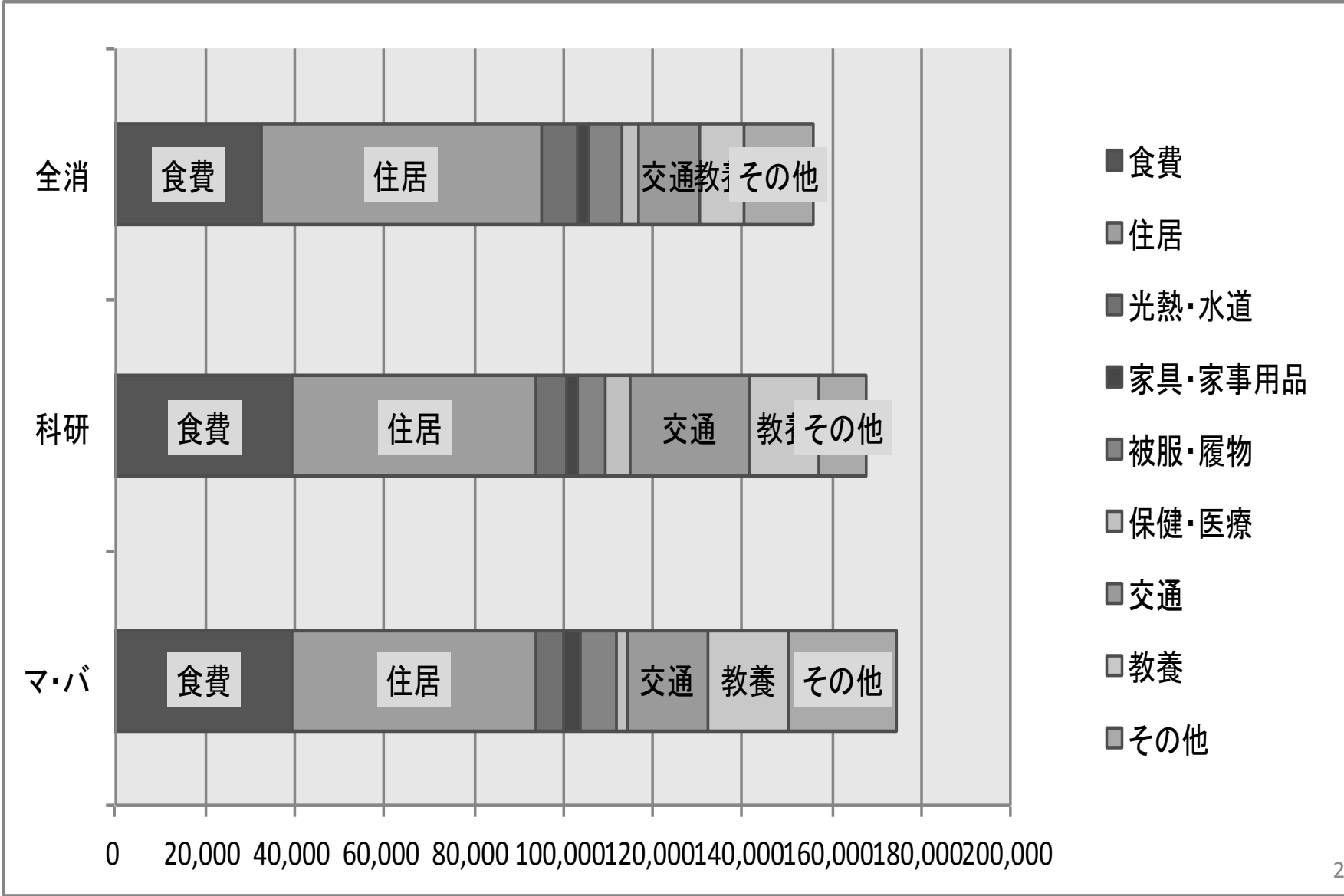
食費	39,564	保健医療	2,466
住居費	54,167	交通通信	18,214
光熱水費	6,552	教養娯楽	18,273
家具・家事用品	3,881	その他	23,742
被服・履物	7,548	計	174,407
		予備費	17,000

# 科研、全消、マ・バの比較

	消費支出計	食費	住居	光熱・水道	家具・家事用品
マ・バ	174,406	39,564	54,167	6,552	3,881
科研	168,037	39,592	54,619	6,278	2,526
全消	156,123	32,464	62,523	7,998	2,720
	被服・履物	保健・医療	交通・通信	教養娯楽	その他
マ・バ	7,548	2,465	18,214	18,273	23,742
科研	6,243	5,776	26,501	15,868	10,634
全消	7,736	3,291	13,769	9,700	15,923

科研は全消は最も低い①を採用。科研は抵抗点

# 比較(続き)

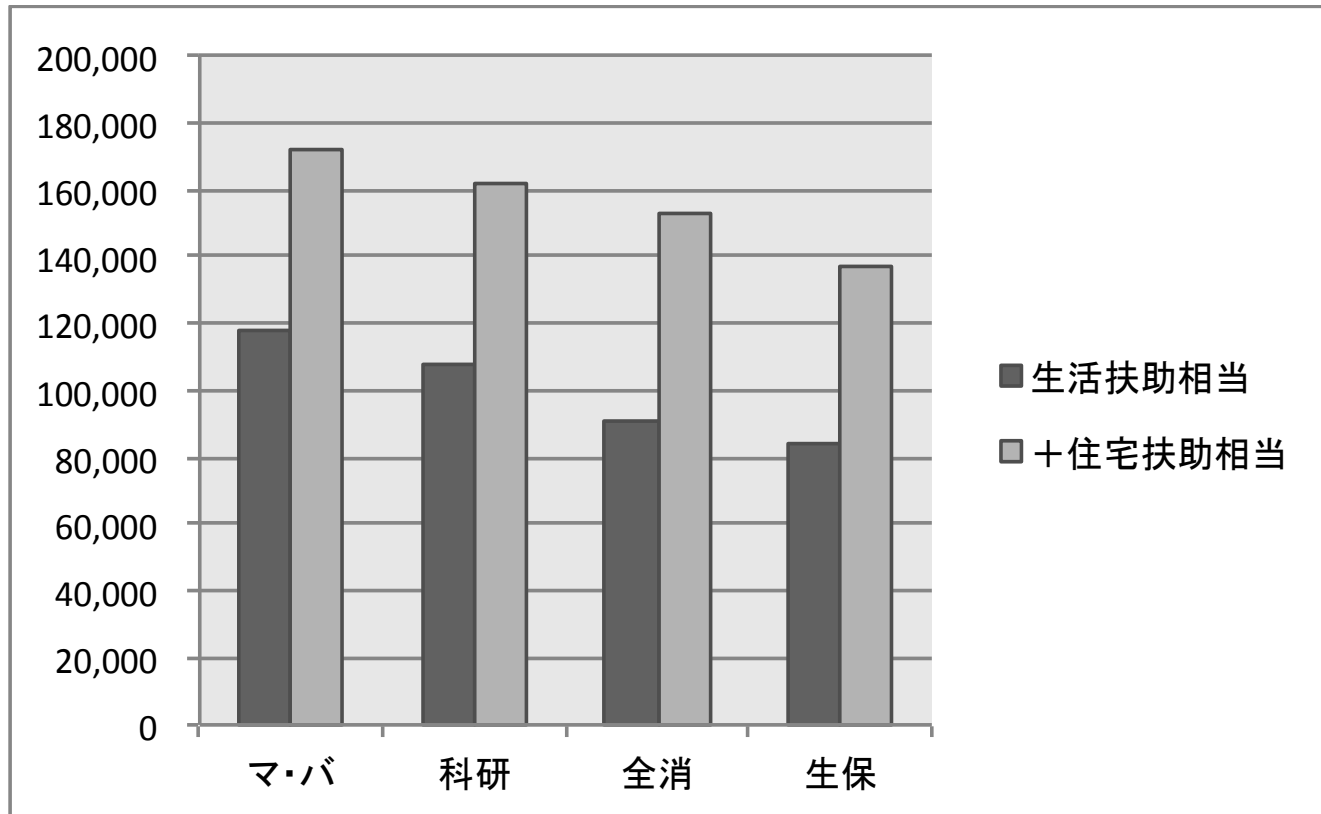


# 生活保護基準検証への インプリケーション

- 水準比較
  - 生保の何と比較するか
  - 加算や減免、控除などをどう考えるか
  - 地域差をどう考えるか
- 消費内容比較
  - 消費構造と社会参加
  - 消費構造と勤労

# 比較の試み(1)

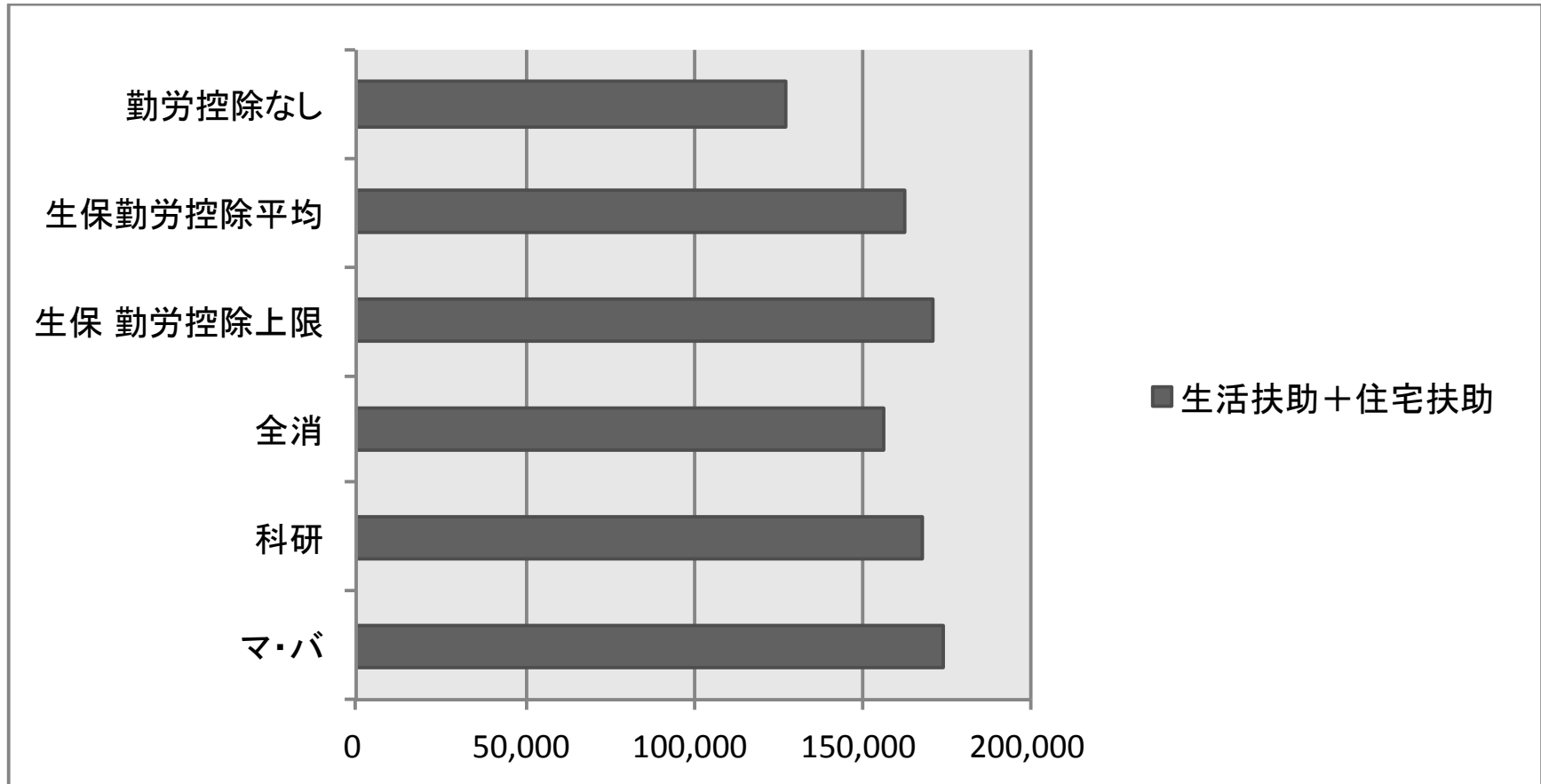
生活扶助1類+2類、期末手当と冬季加算1ヶ月分、住宅扶助特別基準(すべて1級地-1, 20~40歳単身世帯の場合=138,839円 各生活費から医療費、民間保険料は除いている





## 勤労控除上乘せをすると(比較2)

上限33,190円、適用世帯平均(2005年一斉調査)25,370円



# 資料・文献

- 科学研究費補助金課題番号20330125[流動社会における生活最低限の理論的実証的研究]2011/3
- 貧困測定の研究1～3(岩田正美、村上英吾、岩永理恵、鳥山まどか、松本一郎)貧困研究Vol14,15,16  
2010～2011
- 金澤誠一編「『現代の貧困』とナショナルミニマム」高  
菅出版 2009